

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による建築被害を踏まえた建築物の安全性確保対策が的確に推進されるよう、国の委員会による現地調査に基づく被害状況の分析、関連の技術的検討等を推進し、検討成果を23年夏頃にとりまとめ、情報提供等を通じ関係対策を推進する。

東日本大震災による建築被害状況の現地調査等の実施

- 国土技術政策総合研究所に設置した建築構造基準委員会[委員長:東京大学久保教授]において東日本大震災による建築被害状況等の現地調査を実施(4月21~22日)し、関連調査等を含めたデータ等を分析し、23年夏頃までに報告をとりまとめる【別紙1参照】

建築被害を踏まえた建築物の安全確保に向けた技術検討の推進

- 以下の技術的検討を行い、指針等を整備
 - ・ 津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討
 - 津波に対し構造安全性等が確保される建築物の要件
 - 津波危険地域における避難安全確保対策
 - ・ 地震被害を踏まえた非構造部材の基準の整備に資する検討
- 実施主体は公募し、建築基準整備促進事業(補助事業)により支援【別紙2参照】(23年7月までに中間的成果を国に報告)

検討
成果

検討成果(※)に基づく対策

- 津波危険地域を有する公共団体における災害危険区域の指定及び当該区域内における安全対策のための建築制限の導入
- 津波危険地域における避難・誘導體制の整備
- 指針等に基づく津波に対し安全な建築物の整備の推進
- 指針等に基づく非構造部材に係る安全対策の推進 等

(※) 23年夏頃に技術的資料としてとりまとめ、国より公共団体等に情報提供



別紙 1

平成23年4月19日
国土交通省
国土技術政策総合研究所

東日本大震災建築被害状況等の建築構造基準委員会による現地調査の実施について

東日本大震災による建築被害を踏まえた建築物の安全性確保対策が的確に推進されるよう、国土技術政策総合研究所における、建築物の構造基準原案を検討するための建築構造基準委員会において、(独)建築研究所と協力し、建築被害状況等の現地調査を行いますのでお知らせします。

1. 日程

平成23年4月21日(木) 午後～4月22日(金)

2. 調査対象地区

4月21日(木) 宮城県石巻市内、同女川町内及び同南三陸町内 等

4月22日(金) 宮城県仙台市内、同名取市内及び福島県須賀川市内 等

注) 現地の交通事情等により、変更することがあります。

3. 調査団構成

建築構造基準委員会のうち以下の委員

委員長 久保 哲夫 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授

委員 平石 久廣 明治大学理工学部建築学科 教授

委員 安村 基 静岡大学農学部環境森林科学科 教授

協力委員 奥田 泰雄 (独) 建築研究所構造研究グループ 上席研究員

協力委員 福山 洋 (独) 建築研究所構造研究グループ 上席研究員

国土技術政策総合研究所 建築研究部

建築新技術研究官 向井 昭義

基準認証システム研究室長 深井 敦夫

基準認証システム研究室 主任研究官 井上 波彦

住宅局建築指導課

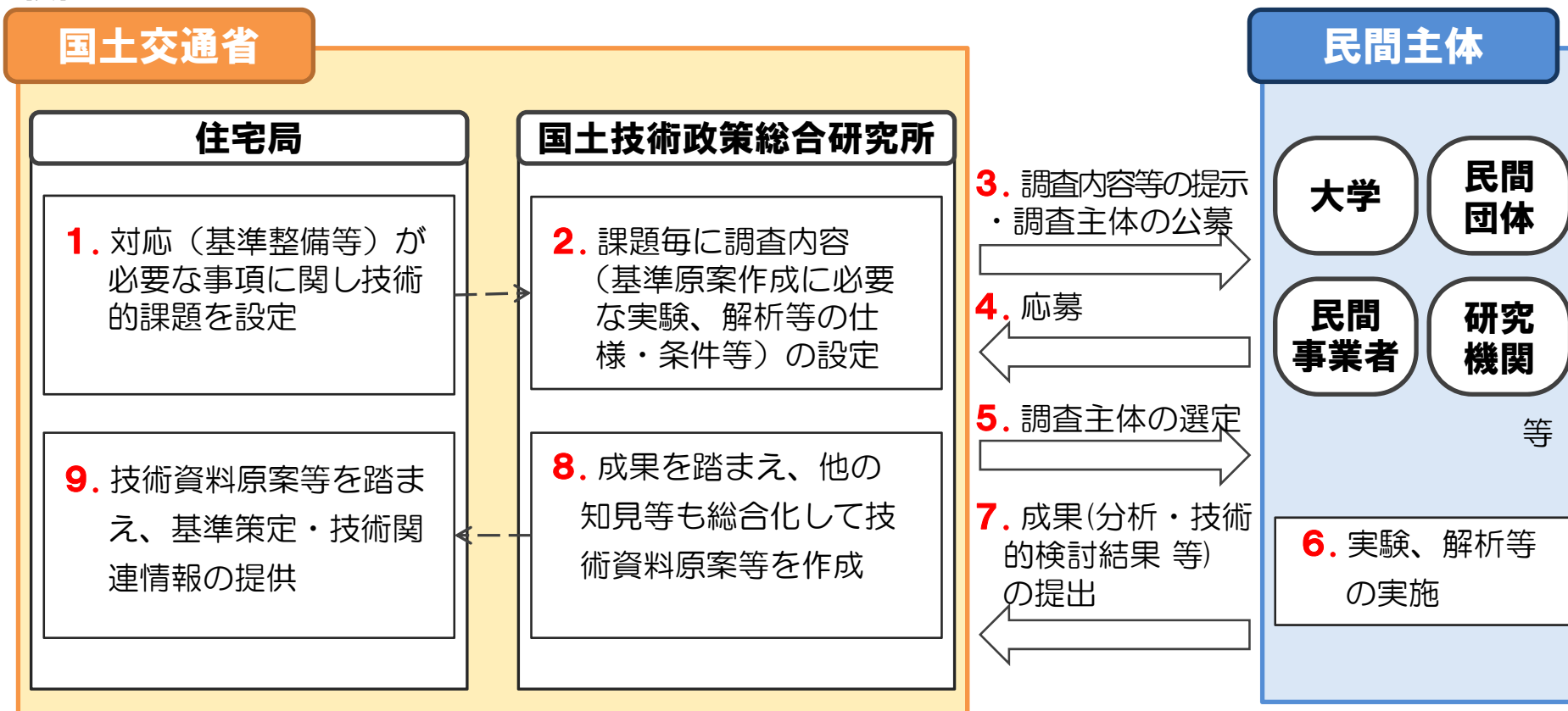
建築安全調査室長 春原 浩樹

<検討概要>

東日本大震災による建築被害等を踏まえ、津波危険地域における安全性等の確保や非構造部材の安全対策に資することを目的とし、民間知見を活用した基準整備等を推進する建築基準整備促進事業の仕組みを活用して、以下の事項に関し検討を行う。

- 津波避難ビルの構造設計法等の検証
- 被災地域における避難安全確保対策
- 地震被害を踏まえた非構造部材の安全確保対策

<検討フロー>



●東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律について

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁は、区域を指定し、災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置を設ける。(平成23年4月29日公布・施行)

施策の現状・背景

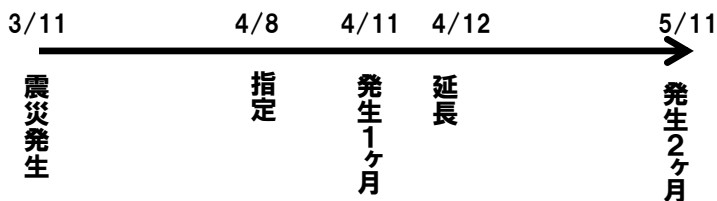
被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間においては、特定行政庁は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる(延長の場合、最長で2ヶ月まで可能)。

【東日本大震災における宮城県・石巻市の状況】

平成23年3月11日(金) 東日本大震災の発生

4月 8日(金) 建築制限区域・期間の指定(～11日)

4月12日(火) 建築制限区域・期間の指定を1ヶ月延長(～5月11日)



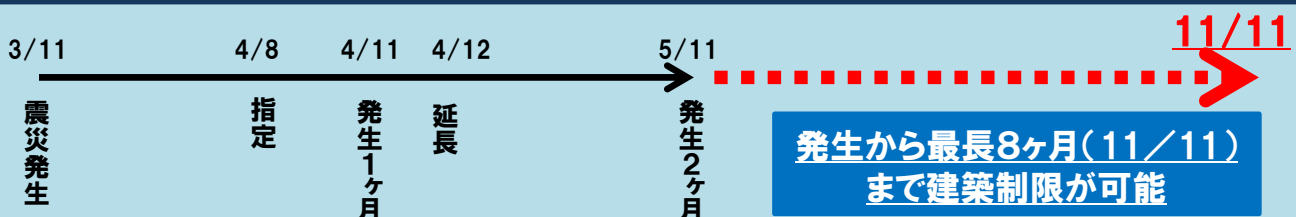
→ 通常の災害では、被災後2ヶ月以内に復興に向けたまちづくりの方針を定め、被災後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域を都市計画決定することが見込まれる

→ 東日本大震災で未曾有の甚大な被害を受けた市町村には、都市計画の方針の策定や諸手続の実施が困難な地域もあり、実質的に2ヶ月以内の都市計画決定は不可能な状況。

期間の延長が必要である旨、宮城県からの要望(4月8日付)。

法律の概要

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、**災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)以内の期間**に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できることとする。



附則

- 1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (地方自治法の一部改正) 地方自治法の一部を次のように改正する。別表第一に次のように加える。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)

第七條第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。)

総務大臣 片山 善博
農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽
平成二十三年四月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第三十四号

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律(被災市街地における建築制限)

第一条 特定行政庁(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。第三項及び附則第二項において同じ。)は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第一項に規定する都市計画をいう。又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業のため必要があり、かつ、当該市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、建築基準法第八十四条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項各号に掲げる要件に該当する市街地の土地の区域を指定し、期間を限り、その区域内における建築物(建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。第四項及び次条第一項において同じ。)の建築(建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。第四項において同じ。)を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の規定による制限又は禁止は、平成二十三年九月十一日までの間に限り行うことができる。

3 特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において第一項の期間を延長することができる。この場合において、延長後の期間の満了の日が平成二十三年九月十一日後となるときにおける前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年九月十一日」とあるのは、「次項の規定による延長後の期間の満了の日」とする。

4 第一項の規定は、同項の規定による区域の指定の際現に当該区域内において建築の工事中の建築物に対しては、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、建築基準法第六條第一項に規定する建築基準法令の規定とみなす。

6 建築基準法第九十一條の規定は、第一項の区域について準用する。

7 第一項又は第三項の規定が適用される場合における第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業については、建築基準法第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業とみなして、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第五十二條第二項の規定を適用する。

(罰則)
第二条 前条第一項の規定による制限又は禁止に違反した場合における当該建築物の建築主(建築基準法第二条第十六号に規定する建築主をいう。)は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

- 1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) 特定行政庁は、建築基準法第八十四条第一項の規定により指定された区域であつて同条第二項の規定により同条第一項の期間が延長されたものについては、当該期間が満了するまでの間は、第一條第一項の規定による指定をすることができない。

国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣 菅 直人

政 令

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十三年四月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百十四号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令

内閣は、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第一項、第三項及び第四項、第四条第二項及び第三項、第五条第二項、第六条第三項から第七項まで、第七条第三項から第八項まで、第八条第二項から第四項まで、第九条第二項、第十条第三項から第七項まで並びに第十一条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第三条第一項の政令で定める漁港施設)

第一条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める漁港施設は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「漁港法」という。)第三条第一号に掲げる基本施設及び同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設(漁港の利用及び管理上重要なものに限る。)とする。